

発行

長野県教職員組合

長野市旭町 1098


 FAX 号外  
 No.2019-80  
 2019.11.5

 職場  
 回覧

## 人事委員会勧告と切実な要求の実現で地公労交渉妥結

- ・6年連続賃金改善 若年層月例給平均 294円
- ・臨任者中断期間の廃止を任命権者で検討
- ・初任給上位制限の改善を任命権者で検討
- ・不妊治療休暇制度の新設について検討
- ・子育て支援休暇の導入について研究

### 地公労への回答

元.11.1

- 1 人事委員会勧告について、勧告どおり実施するよう検討する。
- 2 技能労務職給料表について、人事委員会勧告に基づく給料表改定と同様の考え方に基つき改定するよう検討する。
- 3 会計年度任用職員の給料月額・報酬日額について、常勤職員の給料表改定率に準じて次のとおり改定するよう検討する。なお、現行の純非常勤職員の日額については、行政職1級1号俸と同水準まで引き上げるよう検討する。  
 (1) 現行の純非常勤職員の日額については、7,050円から、地域手当分を含んで7,220円に引き上げる。  
 (2) 現行の行政事務嘱託員の日額については、8,525円から、地域手当分を含んで8,598円に引き上げる。  
 (令和2年4月1日適用)
- 4 会計年度任用職員の期末手当について、令和3年度以降の支給割合を常勤職員と同様とするよう検討する。
- 5 臨時的任用職員の間断期間について、任命権者において廃止を検討する。
- 6 初任給の上位制限について、任命権者において改善を検討する。
- 7 不妊治療休暇の新設について検討する。  
 (令和2年4月1日適用)
- 8 子育て支援に係る休暇制度の導入について、他県等の状況を踏まえながら研究する。
- 9 会計年度任用職員に、国の非常勤職員に準じて夏季休暇を新設するよう検討する。  
 (令和2年4月1日適用)

#### 【口頭確認】

職員の失職の例外については、特に通勤への拡大について引き続き研究する。



不妊治療・子育て支援の要求を掲げた寄せ書き

11月1日に行われた地公労確定交渉第2波(県教組からは62人が参加)について、取り急ぎ最終回答を中心に報告します。交渉の詳細は、後日お届けする県教組新聞号外をご覧ください。

臨任者の中断期間廃止、上位制限の改善は当事者のみならず、職場の強い願いでもあり、長年積み重ねてきた大きな成果です。任命権者ごとに妥結することが必要であり、14日の県教組独自確定交渉が重要です。

切実な要求を積み上げてきた不妊治療休暇について、来年度4月1日から実現することになりました。また、障害のある子をもつ教職員を念頭においた子育て支援休暇についても、実現に向けて大きな一歩となりました。